

（介護予防）認知症対応型共同生活介護「（介護予防）短期利用認知症対応型
共同生活介護」の届出について

1（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護（以下「（介護予防）短期利用共同生活
介護」という。）とは

空いている居室を利用し、短期間入居して（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行う
ものです。利用者は定員の範囲内で、1ユニットあたり1名までです。

2 施設基準について

① ～ ④のすべての基準を満たしていることが必要です。

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条に定める従業
者の員数を満たしていること。
- ② 指定を受けてから3年以上経過していること。
- ③ あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ④ ユニット毎に1人以上介護を行う十分な知識を有する介護従業者が確保されているこ
と。

※「十分な知識を有する介護従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は
認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」、若しくは認知症介護指導者養成研修を
修了した者をいいます。

※ 管理者や計画作成担当者（以下「当該職」という）は、直接介護に従事していないので
介護従業者としては認められません。

ただし、当該職のどちらかと介護職を兼務している場合は可能です。

なお、この者は常勤・専従でなくとも差し支えありません。

3（介護予防）短期利用共同生活介護に伴う変更届の提出について

（必要書類）

- ① 様式第2号「変更届出書」
- ② 付表4「認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活
介護事業所の指定に係る記載事項」
- ③ 参考様式1「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」
- ④ 参考様式10「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ⑤ 運営規程及び重要事項説明書（短期利用の規定を明記）
- ⑥ 介護従業者の研修修了証の写し（Ⅰ～Ⅲのいずれか）
 - （Ⅰ）認知症介護実務者研修専門課程
 - （Ⅱ）認知症介護実践者研修（実践リーダー研修）
 - （Ⅲ）認知症介護指導者養成研修

4（介護予防）短期利用共同生活介護の運営規程及び重要事項説明書について

（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営規程及び重要事項説明書に以下の条項を参考にして、必要な内容を明記してください。

【（介護予防）短期利用共同生活介護】

第 条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期利用の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「（介護予防）短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2（介護予防）短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

3（介護予防）短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4（介護予防）短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、（介護予防）短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、（介護予防）短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

6（介護予防）短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

5－1 短期利用認知症対応型共同生活介護費について

（基本単位）

短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

- | | |
|---------|-------|
| （1）要介護1 | 789単位 |
| （2）要介護2 | 825単位 |
| （3）要介護3 | 849単位 |
| （4）要介護4 | 865単位 |
| （5）要介護5 | 882単位 |

短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

- | | |
|---------|-------|
| （1）要介護1 | 777単位 |
| （2）要介護2 | 813単位 |
| （3）要介護3 | 837単位 |
| （4）要介護4 | 853単位 |
| （5）要介護5 | 869単位 |

5－2 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費について

(基本単位)

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅰ)

(1) 要支援2 785単位

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ)

(1) 要支援2 773単位

※ 基本単位を参考に重要事項説明書等に利用料等を明記してください。

※ 地域区分は、10.68円です。

<注意事項>

- 1 「料金表」の中で、(介護予防)短期利用共同生活の利用料金を明確にしてください。
- 2 介護報酬以外の利用料は、原則として通常の(介護予防)認知症対応型共同生活介護の1日あたりの金額と整合性が取れていることが必要です。
また、一時的な滞在であるため、入居一時金に当たる経費を徴収することはできません。
- 3 長期入院等の入居者の居室を入居者及び家族の同意を得て、短期利用の居室に利用する場合は、入居者から家賃を徴収するのではなく、(介護予防)短期利用共同生活の利用者から家賃相当額を徴収することとして、料金表に明記してください。
1つの居室において両者から家賃(相当額)を徴収することは適切ではありません。
- 4 運営規程及び重要事項説明書に、短期利用に関する事項を明記してください。
- 5 異動又は退職等により「十分な知識を有する介護従業者」の要件を満たさなくなった場合、(介護予防)短期利用共同生活介護を行うことはできません。
速やかに変更届を提出してください。